

# 業務連絡

2017/7/18 No.1

J R 東海 労新 幹線 関西 地本  
業 務 部

2017年6月30日、支社会議室において「申」第33号、第34号、第37号について、組合側幹事と会社側幹事による事前審理を行いました。

会社は、「申」第33号、第34号、37号については業務委員会を拒否しました。以下は協議の主なやり取りです。

## 「申」第33号「出勤遅延防止対策の時間外メールに関する申し入れ」(2017年6月16日)

1. 大阪仕業検査車両所において、30歳未満の社員に対して、出勤前に「出勤メール」を送信することを義務付けたのは事実なのか、明らかにすること。
2. 出勤前に「出勤メール」を送信する義務付けが事実であれば、何に基づいて義務付けたものなのか明らかにすること。
3. 「出勤メール」を送信しなかった社員に対して、何か罰則等を義務付けているのか明らかにすること。
4. 仮に罰則等がある場合は、何に基づいて罰則するのか明らかにすること。
5. 「出勤メール」の作成及び送信行為は、自己の時間であり強要・強制は出来ないとえる。会社の見解を明らかにすること。
6. 会社が「出勤メール」を強要・強制するようなことがあれば、作成及び送信行為にわる労働時間及び通信費を全額負担すること。仮に負担出来ない場合は、直ちに中止すること。

### 《 議論内容 》

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得できない。

会社：懲憊なので業務指示ではない。申し入れている内容で義務づけているとか罰則とかはない。強制も出来ない。

組合：罰則とか強制もないことを確認する。仮に、出勤メールを忘れた人への処分もないのか。

会社：ないです。出勤遅延防止の取り組みの一環として是非皆さんに出勤遅延をして欲しくないおもいで話をしている。

組合：なぜ、30歳未満の区切りをつけたのか。

会社：所によって違い、出勤遅延の傾向がある人たちにアプローチをする。箇所によっ

ては全ての人にやるところもあれば科によってはこの辺でいいとかいった程度である。まちまちである。

組合：仕業車両所だけではないということか。

会社：区分けは各科とかあるが、全車両所でやっていると聞いている。

組合：いつからやっているのか。

会社：断続的にやっている。昔からやったり最近始めたり一概に説明はできない。こういうのがあれば出勤遅延せずに済んだという方もいると思う。

組合：所の対策として年齢を区切って別にやらなくてもいいのではないか。これまで仕業車両所ではやってなかったが6月5日出勤遅延以降、「出勤メール」を送信するようになった。あくまでも懲憑であり強要、強制もしないことを確認する。

会社：安全安定輸送の条件に欠く恐れがあるので、取り組みの一環である。

組合：出勤メールに対する労働時間の全額負担は考えていないのか。

会社：懲憑であるので負担する考えはない。

組合：業務指示でないことを確認する。

以上

**「申」第34号「鳥飼基地における通勤用自動車等の取扱いに関する申し入れ」  
(2017年6月21日)**

1. 自動車等の通勤を「縮小」することや、職場から離れた基地の外に駐車場を貸与することが、どうして出勤遅延防止につながるのか明らかにすること。
2. 7月以降も希望する社員については、「基地内への入構」と「基地内の駐車場利用を認めること。

**《 議論内容 》**

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得できない。

会社：基本的に新規に駐車場許可証を発行しないのは出勤遅延と通勤途中の事故防止を防ぐためにやるものである。もう一つは今でも駐車場許可証を持っている方達の10月以降基地の外にやるのは出勤遅延防止のためと目的が違う。

組合：掲示の周知内容が間違っているのではないか。

会社：掲示内容はあっている。

組合：目的が出勤遅延防止のために基地の外に貸与すると書いてあるのではないか。

会社：交通事故及び出勤遅延防止の観点のために努力してもらう。ただ基地の外に貸与することが交通事故防止にはつながらない。

組合：だから、周知内容が間違っている。

会社：そういうつもりで書いてない。

組合：捉え方一つで、誤解を受ける掲示内容である。今回の目的は何か。

会社：基地の中のバスなど交通量が増え交通事故を起こす恐れがある。基地の中の通り抜けを禁止して移動するのであればバスを使って頂く方がいい。それと車が入らないことでセキュリティの向上にも繋がる利点がある。

組合：鳥飼基地は元々陸の孤島と言っているが、例えば自転車通勤の人が西門からの通り抜けが出来なくなると遠回りするか通勤ルートが変わるのは必然である。通勤時間も変わり交通事故の可能性は増える。

会社：陸の孤島は理解している。多少不便になることも承知している。出勤遅延と事故防止を天秤に掛けたら、こうなった。

組合：西門に駐輪場を設置するとか計画はあるのか。

会社：予定はない。

組合：例えば、バイク・自転車通勤の人には西門前に駐輪場を設けて、西門から構内バスを利用するとか、考えはないのか。

会社：自動二輪を自動車と同じ制度にかけるか徒歩に近いようなものとするので規制をかけるとか違いがある。

組合：通勤距離で徒歩か自転車となるので違う。駐輪場は東門にあるので通勤距離も変わってくる。

会社：距離に応じて変わるのであれば仕方ない。不便である意見を承知した上でやる。

組合：通り抜けは不便になる。

会社：不便になるのは分かるが、利便性と駐車場を貸して車で通勤するリスクもある。例えば、車で通勤する分だけ公共交通機関以上に渋滞とかの要因で出勤遅延や事故を起こすリスクもある。会社努力でリスクを軽減できるのであれば、三大テーマ（交通事故・出勤遅延）をなくす気持ちの表れでもある。昨年度、出勤遅延、交通事故もあってそれを踏まえて一つ一つ潰していきたい。その結果、不便になった意見は分かるがリスクをなくしていく取り組みである。

組合：リスクをなくすのは分かるが、バイク・自転車はわざわざ遠回りしてリスクは増えるのではないか。

会社：通り抜けで実際交通事故も起きている。業務用自動車の通行を優先して、通り抜けがなければ事故のリスクはなくなる話である。

組合：出勤遅延になるような社員がいた場合でも通り抜けを禁止するのか。

会社：出勤遅延しない時間に出てくること。

組合：ケースバイケースで許可すべきである。

会社：最初からケースに応じていたらなし崩しになるので、その時は相談して下さい。

組合：基地外に駐車場をつくる目的が交通事故や出勤遅延防止に繋がる会社の主張に対し、社員から見たら意見が合わない。

会社：気持ちは分かる。

組合：会社も西門に駐輪場をつくるとか努力が必要なのではないか。

会社：要望として聞いた上で検討する。

組合：交検職場では、基地外になれば構内バスで行くことになる。余計に時間が掛かる。

会社：社会通念上普通に通勤してくれば間に合う。

組合：例えば、交検職場の人だけ基地内に駐車場を許可するとか考えはないか。

会社：そのような考えはない。

組合：7月以降も基地内の通り抜けが出来るようにすることと10月以降の駐車場許可を行うこと。

会社：今持っている人は基地外の駐車場になる。

組合：10月以降、全員なるのか。

会社：許可証を発行している方には、通勤申請が変わらなければ過渡的に使うことは否

定しない。通勤申請が変わればその時点で順次取っていく考えである。

組合：昨年度も駐車場問題で申し入れしているが、工事の関係で許可できない順番待ちの人もいる。新規に発行する考えはないのか。

会社：発行しない。身体の事情とか諸般特別な事情がある人だったら話をして頂ければ適宜に貸すか貸さないか判断する。

組合：それ以外の人は許可する考えは今後もないということか。

会社：ないです。

組合：これまで工事の関係で発行しないという話と矛盾してないか。

会社：それは事実である。今回は工事と関係なく新しい話なので矛盾してない。

組合：今までの工事の話は白紙になるのか。

会社：白紙ではない。それも事実である。仮に工事が終わり貸すようになったとしても貸さないというのが新しい話である。

組合：諸般特別な事情がない限り発行しないことを入れるべきではないか。

会社：現場では話をしているはずである。

組合：順番待ちの人にも言っているのか。

会社：車で通勤しなければならぬ人であれば話をいただければ、検討すると言っている。

組合：順番待ちの人には「諸般特別な事情がない限り発行しない」ことを説明しているのか。

会社：それは書いてある。説明する必要はない。

組合：会社も鳥飼基地が陸の孤島を承知している。一方的に禁止するのではなく社員の声も聞いて、努力するところは努力してやるべきである。

以上

### 「申」第37号「一方的な組合掲示板の撤去に関する申し入れ」(2017年6月21日)

1. JR東海労名古屋車両所分会の組合掲示板の撤去通告を撤回すること。
2. JR東海労名古屋車両所分会の組合掲示板の撤去は、労働協約上のどこに当たるのか明らかにすること。
3. 名古屋車両所に所属する組合員が1名になることにより、組合掲示板を撤去する根拠を明らかにすること。
4. 会社が一方的に主張している「会社の基準」とは何か、明らかにすること。
5. 会社の一方的な行為は、基本協約第1条にある信義誠実の原則に反する協約違反である。関係する機関、分会に対して謝罪すること。

### 《 議論内容 》

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得できない。

会社：組合掲示板の撤去通告を撤回することは考えてない。今まで話をしているとおり1名になったら撤去する。5名以上なった設置する考え方に変わりはない。謝罪もする必要ないですし、この件はルールで便宜供与で貸している。

組合：労働協約の何処に当てはまるのか。

会社：協約に書いてあるというよりは、今までも協約協定の色々な議論の中でも説明しているとおりの話である。

組合：会社の一方向的な主張であり、組合と対立しているのは知っているか。

会社：ご意見があるというのは知っている。

組合：意見ではなく対立しているのである。

会社：対立ではなく、会社が便宜供与するものである。

組合：労働協約上、便宜供与の何処に当てはまるのか。

会社：貸すか貸さないかは会社の判断である。

組合：組合掲示板の貸与は労働協約に載っている。

会社：置くことが決定した時に決めるが、置くか置かないかは会社の判断である。

組合：置かないということは組合を認めないということか。

会社：それはない。そこに差があるのなら分かるが昔からこの決定はご存じである。

組合：1名になったら撤去すると協約に謳われているのなら分かるが、何処にも謳われてない。

会社：便宜供与するもしないも何に基づいてするのかは法律に基づいた上で会社が判断する。

組合：労働協約には便宜供与する項目と撤去する項目がある。

会社：会社が許可した時である。

組合：出向組合員を含めて、5名の組合員が存在する。

会社：組合員のコミュニケーションを図るには掲示は必要であるが、1名の組合員にはないのが普通である。

組合：1名は駄目で2名ならいいという根拠は何処にあるのか。

会社：コミュニケーションをする上での法的基準である。

組合：コミュニケーションを図るだけが組合掲示板の目的か。

会社：十分であると思う。

組合：職場内の組合活動は法律でも認められている。組合の主張が出来る手段に組合掲示板がある。

会社：会社の許可があった場合である。

組合：組合掲示板を会社が一歩的に撤去することは不当労働行為である。

会社：活動を別に妨げているのではなく、宣伝情報活動は便宜供与の中で貸している。会社施設内で展開するのであればコミュニケーションをどういうふうにとっていくかどうふうに宣伝するのかを考えて貸している。

組合：1名になりコミュニケーションを図れなくなったのが根拠か。

会社：根拠は会社が適当であると判断したい。

組合：適当であるのが根拠か。

会社：である。

組合：組合掲示板を撤去する根拠は何か。

会社：1名である。

組合：他にもあると言ったが。

会社：5名以上である。

組合：会社の基準の中で組合員が1名になったことも基準の一つであるが他にもあると説明している。

会社：基準は色々あるが、撤去する基準は1名である。他にもあるのは1組合につき業務上の必要性で取り外す可能性があるが原則1組合に1箇所が基準である。

組合：撤去する基準は何か。

会社：1名になったからである。

組合：会社の基準にどこから1名になっているのか。

会社：施設内において主張を行うということである。1名になれば撤去するのはきわめて自然である。

組合：組合員がゼロになれば分かるが、組合員が存在し他労組にも主張するのは掲示板しかない。組合の財産である。

会社：否定はしない。

組合：労働協約にも載ってない会社の一方的な主張で撤去することに抗議する。

以上